

令和5年豊能町議会3月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和5年3月16日（木）

豊 能 町 議 会

令和5年豊能町議会3月定例会議
総務建設常任委員会

年月日 令和5年3月16日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子
管野英美子 秋元美智子 川上 勲

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	川村 哲也
まちづくり調整監	松本真由美	総 務 部 長	仙波英太郎
都市建設部長	坂田 朗夫	都市建設部理事	浄住 修
まちづくり創造課長	田中 久志	秘書人事課長	池田 拓也
総 務 課 長	平田 旬	行 財 政 課 長	山内 拓
建 設 課 長	仲村 晴好	都 市 計 画 課 長	田中 克生
農 林 商 工 課 長	中谷 康彦	吉 川 支 所 長	高田 浩史

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和5年豊能町議会3月定例会議付託案件について

・第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件

・第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件
（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（中川敦司君）

皆様、おはようございます。

実はですね、今日朝うれしいことがございましてですね、明日が小学校の卒業式なんですけども、卒業される6年生のメンバーの男の児童の方から、心温まるメッセージをいただきましてね、毎日ね、信号のところで、旗を振ってね、交通安全やっていたいてありがとうございます、そのような非常にうれしいね、感動した一コマでしたのでお伝えをさせていただきます。

そういった意味で非常に気分のいい状態で今日ここに臨んでるんですけども、この状態のままですね、スムーズに議論をですね、今日のね、会議をね、進行できればと思っておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは座らせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて、音声傍聴の形をとらせていただきますので、御了承願います。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

おはようございます。

年度末のお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会では、2号議案と、7号議案の関係部分の2件につきまして審査をいただくということになってございます。

詳細に御審査をいただきまして、委員の

皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうかよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は何卒よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

それでは本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

令和5年豊能町議会3月定例会議付託案件について、を議題といたします。

第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。おはようございます。総務課、平田です。よろしく願いいたします。

それでは、第2号議案、豊能町個人情報保護条例全部改正の件につきまして御説明申し上げます。

着座にて御説明させていただきます。

議案書の3ページから12ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらんください。

まず初めに、改正の理由でございますが、これまで個人情報保護制度につきましては、各地方公共団体において条例を設け運用してまいりましたが、地方公共団体で運用が異なる個人情報保護制度の不均衡・不整合を是正し、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護と利活用の両立を図るため、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとされたところです。

本町におきましても、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、豊能町個人情報保護条例の全部を改正するものでございま

す。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

初めに、題名の改正ですが、法の施行に必要な事項を定める条例となることから、題名を「豊能町個人情報の保護に関する法律施行条例」とするものでございます。

次に、第3条関係、個人情報ファイルの保有等に関する届出ですが、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、町長に届け出なければならないこととします。

次に、第5条、第9条、第13条関係、開示決定等の期限でございますが、法におきましては、開示決定等の期限を30日以内としておりますが、請求者にとって不利な変更とならないよう、現行条例と同じ15日以内として規定しております。これは訂正決定、利用停止の決定につきましても同様の規定としております。

次に、第8条関係、開示請求に係る手数料等ですが、現行条例と同様に、開示手数料につきましては無料とし、写しの交付や郵送料などの費用については負担を求めるものでございます。

次に、第15条から第17条関係、是正の申出ですが、個人情報の取扱いが法及び条例の規定に違反して不適切であると認めるときは、実施機関に対して是正の申出をすることができるとし、現行条例の苦情の申出と同内容を規定するものでございます。

次に、第18条関係、個人情報保護審査会ですが、審査請求に対する決定についての諮問に応じ、調査審議する個人情報保護審査会を、これまでと同様に設置するものでございます。

次に、第19条関係、個人情報保護審議会ですが、条例の改正などを行う場合において、意見を聞くことが特に必要なときの諮

問に応じ、調査審議する個人情報保護審議会を、これまでと同様に設置するものでございます。ただし、改正法によりまして、これまでのように目的外利用、提供を行う場合に審議会に諮問することはできなくなっております。

次に、第20条関係、運用状況の公表ですが、開示決定などの個人情報保護制度の運用状況につきましては、これまでと同内容の規定を設けるものでございます。

次に、第22条関係、罰則ですが、審査会及び審議会の委員について、現行条例と同内容の罰則規定を設けるものでございます。

最後に附則としまして、この条例の施行期日は、改正法の施行日が令和5年4月1日であることから、同日とするものでございます。なお、経過措置としまして、改正前の旧条例に係る違反行為の罰則については、従前の例によるものとします。

また、現行条例を引用しております豊能町情報公開条例、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び豊能町暴力団排除条例の一部を、それぞれ改正するものでございます。

御説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

それでは、本件に対する質疑を行います。管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

まず、国の法律が180条あるということで、国の法律に当たらないこと、例えば手数料の額を設定してもいいという文面があるんですけども、それを、ここは無料にするとか、豊能町で決めることは、この

条例に載せるという解釈でいいですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

委員おっしゃっていただいとおりです
すね、改正法の中で、ほとんどのルール・
運用が規定されております。

各地方自治体において、条例の中で手数料
であったり、開示請求の期限であったり
っていうところを決めてもいいということ
になっておりますので、今回そこを規定し
ております。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

では、そのことはわかりました。

次の質問で、第 15 条から 17 条までの苦
情の申出を、是正に置き換えた理由は何か
あるんでしょうか。

旧の改正でも、苦情という言葉がたくさ
ん出てきます。是正のほうがやわらかい言
葉かなあと思うんですが、何か理由はある
んですか。

○委員長（中川敦司君）

はい、平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

苦情という言葉から、今回是正という言
葉に変更させていただいております。

規定する内容については、ほぼ変わり
はございません。ただですね、他市町村の条
例を見させていただいたりしてですね、豊
能町の現行条例にあります苦情という言葉、
ちょっと少し抽象的な部分もございま
すので、その請求者が求められてる苦情
というのは是正であろうというところ
で具体化したものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

その件もわかりました。

最後に、第 2 条の 2 項についてなんです
けれど、議会を抜いたということで、実施
機関は、議会を除いた町のお仕事全体とい
うことなんですが、現在、運用の中で、議
会の傍聴は、この A 5 の紙に住所と名前と
書いてもらって箱に入れている。本当に個
人情報を保護しているかなと思うんです
が、私も教育委員会や、公共施設再編、地
域公共交通会議などを傍聴していますが、
廊下に A 4 の紙に 1 番からずっと氏名と、
時には住所も書く会議もあつたりして、
町議と書いたこともあるんですが、廊下
にほりっ放しなんです。

その紙をちゃんと保管するっていうのは
個人情報保護、この条例に基づいてと思
うんですが、廊下に置きっ放し。名前書
いてきたか、とか言って私たちも確認す
るんです。私たちは別に住所も名前も電
話番号もホームページにありますから構
わないんですが、一般の方はそこに名前
を書くわけです。その運用面について、
町はもっとしっかりとやらなきゃいけ
ないと思うんですが、その点どうお考
えですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

各会議における傍聴者の受付簿とい
いますか、様式につきましては、現在特
にルールを決めて統一した様式でや
ってるわけではございません。個人情
報の管理の部分については、各担当課
において、取り組んでおるところか
と思います。

今、委員御指摘のとおりですね、傍
聴に来られた方が自分の前に書かれて
ある方の名前であるとか、住所であ
るとかっていう

のは、そういったものを目にするというのは、御指摘いただいたように、好ましい状態ではないと思います。

今回、御意見をいただいたというか、この今回条例を改正するこの機会にですね、今一度、個人情報保護の運用とか、それぞれ所管課が対応することにはなりますが、私どものほうでですね、一度統一するなり、議会の傍聴の受付でされているような個人個人の紙というような形、検討させていただいて庁内で統一できるような方向で検討していきたいと思います。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、ほかありますか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

おはようございます。秋元です。よろしくをお願いします。

この説明書の2のところに、個人情報ファイルの保有等に関する届出、第3条の関係なんですけども、実施機関は個人情報ファイルを保有するときは、というのがちょっと想定できないんですね。実施機関ってのは、どのことをいっているのか。

この個人情報ファイル保有というのは自宅に持ち帰ることまで含めていっているのか、ちょっとわからないので、説明をお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

まず、実施機関は、ということでございますが、今回、法改正によりまして、新しい条例のほうでも規定をしておりますが、これまでの条例に規定をしておりました町

長部局、教育委員会等々の組織からですね、今回、議会を除くということで法改正のほうになっておりますので、そちらのほうの実施機関ということになります。

あと、個人情報ファイルでございますが、これはもう、この役場の中で業務上でてくる個人情報の集合物というような形になります。

特に持ち帰るとか、ほかに流用するとかっていうものでもございません。業務上、必要に応じ、個人情報のリスト、集まったものを作成しておる、そういったものを、個人情報ファイルというような形で、そういうような形でございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

実施機関って、町の役所の中のことですよね。

私、気になりますのは、ついこの間のフィリピンの闇バイトの問題が大きくなりましたね。あの時で一番高く取引されてる名簿ってのが、実は行政の名簿ですよ、御存じのように。

そこでは固定資産税高く払ってる方、あと当然税金を多く払ってる方、そういった方がもうリストとなって流れてってなったときに、じゃあそれを防ぐにはどうしたらいいかというところは、町のほうも非常にやっぱり神経使ってると思うんですね。

ですからここにありますように、個人情報ファイルを保有しているところは、各部署、町の職員の方全員がこれは可能だっていうふうを受け取っていいんですか。

それともそうじゃなくて、町として豊能町として、そこをきちっと用心っていうかな、働かせるために、一部の職員、あるいは一部の役職以上というような形になっているのか、ちょっとここから読み取れないの

で、現状どうなってるか教えてください。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

個人情報の扱いにつきましては、庁内です、それぞれの業務の担当部署で扱ってくる内容が変わってくると思います。

例えば、一階にあります税務課であれば税に関連する情報、住民人権課であれば住民票であるとか戸籍であるとかそういったことの情報。

当然、そこに配属されております職員というのは、そういうシステムを操作して業務をするわけですので、そのシステムを扱えるID・パスワードという形で付与されておりますし、他部署の者がそういったものを見に行こうとしても、これは入れないような状態になっております。またですね、ふだん業務で、パソコンを職員には一人一人配付されておりますが、例えば外部に持ち出せるようなUSBメモリーを使った情報の抜き取り等々もですね、安易にはできないように設定をしております。

そういったところで取り組んでおります。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ここの中に、一々そういったことを書き込むのはとても無理だと思うんです。

これはね、町の中の組織的な対策の問題かと思しますので、豊能町からは絶対情報が漏れないっていう形で、ぜひ、そういったことを構築していただきたいと思います。

これはお願いで終わらせていただきます。

○委員長（中川敦司君）

ほか。いいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

寺脇です。よろしく申し上げます。

今回のこれAIとかビッグデータの時代になるということで、デジタルの時代に対応するっていうところで、個人情報が一元的に所管されるっていうことなんですけども、これまで地方公共団体ごとの条例とか規定があったと思うんですが、ちょっと確認したいんですけども、この法律の形式とかこの所管の一元化について、主にどういう点が変更になったのか、ちょっと伺います。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

今回の法改正に伴いましてですね、まず、御承知のとおり、もうこれまで各自治体、団体において条例なりを制定し、運用ルール決めをしておりました。今回、そのルールを、国のほうで統一、全国的な統一ルールとして規定をされております。

逆に、どういったことができるようになったのかというよりも、全国的なデータの利活用の際に、これまでできなかったことがあると先ほどの概要説明のところでも申しあげました、不均衡・不整合といった部分でございますけども、一つの例としましては、例えば、各自治体におきまして条例の中で個人情報の保護の審議会を設けております。その中で例えば個人情報の目的外利用をする場合にですね、審議会のほうに一旦諮って、答申をいただくというような形で進めておりますけども、各自治体でその審議会を持っておりますので、そこに構成されております委員さんの見解であったりですね、そういったところで差がやはり出てきておるのかと思います。

そういうことで、国のほうでですね、利活用する際にそういったところで、あると

ころでは利用してもいいけども、こっちでは駄目やというような差が出てくるっていうところもございますので、そういう部分を解消するという目的も一つございます。

そういったところであります。

○委員長（中川敦司君）

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

これは医療分野とか、病院診療所とか、あと一部事務組合とか、こういうところも一元化されるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

はい。平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

今回ですね、これまでは民間事業所、国の行政機関、独立行政法人ですね、病院なんかも町立・市立といった病院もありますし、いろんな形での病院もございます。

それぞれの法律・条例で、その辺りの運用がされてきたわけですけども、それも今回の改正法によりまして、統一をするというような形になってございます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

すいません、先ほどの秋元委員の質問の中で、USBは突っ込めないことになると伺いましたが、全部のパソコンがそうなっているんですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

各職員個人個人が利用しておりますパソコンというのは全てそうっております。

必要に応じてですね、どうしてもやむを得ないっていう場合は、管理してます総務

課のほうに届け出ていただいて、利用を可能とするというような処理をしてるところでございます。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

それが怖いんですよ。

やむを得ない事情っていうことがあるんですか。

本当に、フィリピンのあれは税金たくさん納めてたらお金たくさん持ってるっていう、そういうものが流れてきたわけですよ。

絶対にUSBに取っちゃ駄目だと思うんですが、全くしっちゃ駄目だと思うんですが、どうですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

おっしゃるとおりですね、それを外部に持ち出すとか、もう論外の話でございますが、そういった媒体、メモリー等の利用につきましては、例えば、業務で使ってる基幹系のシステムのほうですね、税のシステムであったり、そういったところでのやりとりであったりとかですね、やむを得ず職員の個々のイントラのパソコンに移すときに限って、当然、内容、どういうことに利用するんだということはこちらのほうでは確認をさせていただいて、貸し出すUSBメモリーに関しましても、総務課のほうで保有しているメモリーを、その時だけお貸しするというような形でしております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほかはいいいですか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

すいません。私のほうから1点だけちょっと。

これは内容という部分じゃないんですけども、この新旧対照表の2分の1ページ、これ改正後・改正前ってありまして、例えば2条のところの変更前・変更後で、改正前のところ、実施機関云々のところに、個人情報保護条例（平成13年云々）ってこうなってますが、今回改正後は、令和5年と改まって第何号、黒丸でなってますけども、これ、たぶん内容変わったからということやと思うんですけども、通常、条例改正、新規やったらこうなるかもしれんけど、条例改正とかやったら、通常前のままの内容がそのまま使われてたのかなあというふうな思いがするんですけど、今回この丸々ごそっと平成13年云々からもう令和5年にカーンと変わってる、何かその辺り何か、理由があるんですか、何かこれ、全部改定やからとか何かそんな理由ですか。

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

今回ですね、条例改正につきましては、全部を改正しまして、その中に題名の改正も入っておりますので、こういう形で変更しております。

○委員長（中川敦司君）

ほかいいいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

はい。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

では続きまして、第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の関係部分のみを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村です。おはようございます。

それでは、第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その関係部分の提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算書をお開きください。

8ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費補正（変更）でございます。

令和4年度から5年度への継続事業であります橋梁長寿命化等事業について、光風台大橋補修工事の本工事の契約が完了したことにより、見込まれる不用額を総額及び年割額から減額するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。おはようございます。農林商工課、中谷でございます。

続きまして9ページのほう、ごらんください。

第3表といたしまして繰越明許費の補正でございます。

この表中の二つ目になります、牧地区ほ

場整備事業 160 万円でございますが、こちら昨年 12 月に令和 4 年度農林水産関係第 2 次補正予算がございまして、そちらのほうで牧地区ほ場整備事業に予算が追加で割当てられたため、今回補正のほうにも計上しておりますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

先ほど繰越明許費の説明あったと思いますが、3 番目の通学路等交通安全整備事業につきましても、これも国の補正予算により社会資本整備総合交付金の対象となりましたので、この補正予算に計上しておる事業でございますけれども、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

おはようございます。行財政課、山内です。よろしくお願いいたします。

続いて 10 ページをごらんください。

債務負担行為補正でございます。

本庁舎警備等委託事業、地域公共交通基本計画策定事業、窓口収納円滑化事業でございますが、事業費が確定したことに伴い、限度額を減額するものでございます。

次に、11 ページをごらんください。

第 5 表、地方債補正でございます。追加と変更がございます。

地方債補正（追加）でございますが、10 の上水道補助事業債につきましては、令和 4 年度当初予算に計上しております上水道補助事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。

11. 通学路等交通安全整備事業債につきましては、国の補正予算により事業費が追加された通学路等交通安全整備事業に係る地方債を新たに発行するものでございます。

続きまして、地方債補正（変更）でございますが、農地中間管理機構関連農地整備事業債につきましては、令和 5 年度実施予定の事業を国の補正予算により実施することとなった増額分と、事業費確定に伴う減額分の差額を補正するものでございます。

町道等維持補修事業債から公園施設災害復旧事業債につきましては、事業費が確定したことにより減額するものでございます。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして、説明申し上げます。

最初に歳出について説明申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

はい、おはようございます。秘書人事課、池田です。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、補正予算書のまず 20 ページをお開きください。あわせまして、34 ページに給与費明細をつけておりますので、給付費明細のほうもごらんください。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の人件費事業でございますが、今回早期退職者 2 名分の退職手当を増額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

続きまして、目 1. 一般管理費の 7. 基金管理事業でございますが、事業費の減額により、ふるさとづくり基金積立金の減額を行うものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

はい、おはようございます。まちづくり創造課の田中です。

同じく補正予算書 20 ページになります。

6 の企画費の 2 の政策推進事業ですが、業務委託料で 2 億 5,644 万 6,000 円の減額をしております。

これは、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業につきまして、国からの事業費交付決定額が当初の予定額を下回ったということで、規模を縮小して事業を実施いたしました。そのため、不用額を減額するというものでございます。

その下の 4. 地域活性化事業ですが 395 万円を減額しております。

こちらは地域おこし協力隊の委嘱がですね、令和 4 年の 11 月からとなったということで、4 月から 10 月までの 7 か月間の委託料と地域おこし協力隊に対しての支援及び専門的な助言を行いますアドバイザー経費の不用額を減額するものでございます。

次にその下の 5. 地域公共交通促進事業でございますが、業務委託料で 103 万 4,000 円の減額をしております。

これは、令和 4 年度から 5 年度にかけて策定予定の地域公共交通計画策定支援業務の事業費の確定によります不用額を減額するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

次の補正予算書 21 ページをごらんください。

一番上でございますが、目 9. 電子計算費の 3. 住民情報化推進事業でございますが、番号連携サーバー番号標準レイアウト

改版対応業務を予定しておりましたが、他の業務と同時に委託業者に依頼することができましたので、別途契約を行う必要がなくなりましたので、業務委託料を減額補正するものでございます。

また、基幹系システムにかかる老朽化した庁内ネットワーク機器の更新を予定しておりましたが、令和 7 年度末までのシステム標準化を見据え、根本的に最適なネットワーク構成を再検討する必要がありますので、今年度の改修を見送り、物件使用料を減額補正するものでございます。

次に、同じページの目 10. 防災諸費でございます。

2 の防災対策事業でございますが、防災備蓄品の整備事業におきまして、備蓄品の購入に当たり入札を行ったわけですが、その入札差金につきまして、今回減額補正をするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

22 ページをごらんください。

項 4. 選挙費、目 4. 豊能町長選挙費の 2. 豊能町長選挙事業でございますが、2 月 19 日執行の豊能町長選挙において無投票となったため、不用額を減額するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

ちょっとページ飛びまして、26 ページのほうをお開きください。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 4. 農地費の 5. ほ場整備事業でございますが、こちら牧地区のほうにつきましては、先ほど繰越明許費のほうで説明させていた

いただきましたとおり、国の補正予算によりまして、160万円増額ということになっております。

ただ、令和4年度の事業の清算見込額に伴う減額分がございますので、その差額を減額させていただいているというところになります。

○委員長（中川敦司君）

はい、仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

29ページをお開きください。

款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、目4. 交通安全施設整備費の1. 通学路等交通安全整備事業でございますが、国の補正予算による道路反射鏡と道路附属物に係る工事費を補正するものでございます。

今回の工事の対象としておりますのは、カーブミラーと道路照明灯の支柱で、全体の調査の中から腐食等劣化のあるものを取り替えるものでございます。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

同じく29ページをごらんください。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 常備消防費の2. 消防広域化事業でございますが、今年度、年度途中におきまして、旧豊能町職員の退職がございましたので、その者の本町在籍中の年数案分により退職手当を負担することとなっておりますことから、必要額を増額補正するものでございます。

次に、目2. 非常備消防費の1. 消防団活動事業でございますが、報酬におきまして当初見込んでおりました団員階級の人数が定数に満たなかったこと、年度途中の退団等ございまして報酬の不用額79万6,000

円を減額補正するとともに、消防団の年間の出勤回数も見込みよりも少なかったため、費用弁償193万5,000円を減額補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

歳出の説明は以上になります。

次に歳入について説明申し上げます。

15ページへお戻りください。

款12. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税の1. 普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

はい、まちづくり創造課の田中です。

続きましての歳入ですが、補正予算書の16ページでございます。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金の4. デジタル田園都市国家構想推進交付金でございますが、2億3,602万4,000円の減額でございます。

これはですね、歳出のところで御説明申し上げました、国からの事業費、交付決定額の減額に合わせて減額するというものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい。建設課の仲村です。

同じく16ページの目5. 土木費国庫補助金、節3. 交通安全施設整備費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、通学路等交通安全整備事業に係る国庫補助金でございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

はい、まちづくり創造課の田中です。

次に補正予算書の18ページをお願いいたします。

款19. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 一般寄附金でございますけれども、ふるさと寄附金といたしまして、2,042万2,000円の減額をしております。

これは、歳出のところで御説明申し上げましたデジタル田園都市国家構想推進交付金事業費の減額に合わせて、財源の一部であります企業版ふるさと納税の額を減額するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

同じく18ページ、款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億578万9,000円を減額するものでございます。

続いて目3. ふるさとづくり基金繰入金でございますが、事業費の減により、ふるさとづくり基金繰入金を減額するものでございます。

続いて19ページをごらんください。

款23. 町債でございますが、11ページの第5表、地方債補正で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

はい。それでは本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です、20ページの毎年聞いているんですけども、総務費、総務管理費、一般管理費の件費、早期退職者2名、この金額だと結構年齢が上かなと思うんですけど、職業選択の自由もありますけれども、理由と何歳台か、お聞かせいただけますか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

はい。秘書人事課、池田でございます。

今回早期退職者2名分を計上させていただいているところでございますが、早期退職者につきましては、50歳以上勤続20年以上というところで制限をかけさせていただいておりますので、この2名につきましては、50歳以上の職員が2名ということになっております。

2名の退職の事由ということで、毎回委員会のほうでお尋ねいただいているんですけども、具体的にですね、次にどうということまでは実は聞いておりませんので、一身上の理由でというところで退職されるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

定年退職が延びたというのに、とても残念なことだと思うんですけど、予算特別委員会の初日でも、人件費のこと、人が減っているのに仕事が増えているというようなことをおっしゃったんですが、この後の人事の補填というんですか、それは大丈夫ですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

令和5年度の職員の採用につきましては、当然この早期退職者が希望者が何名いるかというようなところも当然加味した上で採用人数等を決定しておりますので、今委員がおっしゃられてるようにですね、4月1日に職員がすごく足りなくなってしまうというようなことは、今のところ想定しておりません。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

同じく29ページの消防も早期退職者なんですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

旧豊能町消防職員でございます、年度途中にですね、こちらのほうは早期退職という形ではなく、職員の死亡による退職ということになってございます。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

公務ではなくってですか。

病気で、とか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○委員（菅野英美子君）

はい。総務課、平田です。

公務外であったと聞いております。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

消防が箕面に委託になって、やはり元豊能町の職員だということで、私は一般質問でも何回か皆さんお元気ですかということ

を伺っていたんですが、そういうヒアリングも、もうされてはなかったんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

箕面市消防本部とはですね、定例的に会議等は持っておりますが、特にそういったことの情報のやりとりっていうのはございませんでした。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

箕面市のほうも健康管理はしていただいていると思いますので、やはりその方々が退職するまで、私たち見守るのは義務があるような気がしますので、それはよろしくお願いいたします。

次の質問なんですけれど、18ページの企業版ふるさと寄附の減額という、それが5,000万円入ってきたという話は伺いましたけれど、この減額っていう理由がわかりませんので、もう少し詳しく説明いただけますか。

○委員長（中川敦司君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

はい、まちづくり創造課の田中です。

こちらの減額につきましては、当初の予算と比較して事業費が確定したことによるものでございます。

具体的に申し上げますと、6月の定例会で補正予算お認めいただきました。そのときには、企業版ふるさと納税の予算といたしまして2億1,560万3,000円という予算をお認めいただいたわけなんですけども、先ほど御説明させていただきましたように、国の事業費が減額となったというところで、補助率のほうも変わっております、それ

に伴う事業費が3億9,036万2,000円に減額になりましたので、その補助率2分の1、もう2分の1を企業版ふるさと納税で賄うということで1億9,518万1,000円となりましたので、その差額を不用額として減額するというものでございます。

○委員長（中川敦司君）

いいですか。

結局はタイプなんかやったけども、結局決まったのタイプⅡやったから、それが全部変わったことによって、様々なものに全部影響が出てきたというその変更いうことやね。

はい、ありがとうございます。

ほか、いいですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

よろしくお願いします。

21 ページなんですけど、ちょっと何のこと言ってるかわかんなかったんで、質問です。

上の電子計算費の9ですね、のところの住民情報化推進事業の説明のところで、初めて聞いた、何か番号がどうのこうのという、ちょっと説明と、何をどうしようと思っていて、何かやりくりができたのか、もういっぺん説明をお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

こちらの住民情報化推進事業でございますが、職員が使っておりますイントラ系のシステムではなしに、税情報であったり、住民情報であったりっていう形の基幹系のシステムの作業でございます。

（「わからない」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部の仙波です。おはようございます。

先ほどの秋元委員の御質問ですが、番号連携サーバーと申しまして、要は、国の制度でマイナンバーで申請ができると。

要は、国のサーバーと町のサーバーを連携するのに、もう一つ間にサーバーを置いて、そこを連結させるその費用を当初見込んでおったところなんですけれども、国の仕様変更等に伴いまして、サーバーの導入費用が不要になったために、今回減額補正をするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ていうことは、町が何かしらこっちの方法がいいなつつた減額じゃなくて、自動的な減額と思ったらいいですか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

はい。総務部、仙波です。

秋元委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

通学路の説明なんですけども、カーブミラーの支柱をかえるとおっしゃったかな。

支柱、こんな金額がいるのかちょっと疑問だったもんですから、まずは何か所かえるかっていうことをお願いします。

○委員長（中川敦司君）

はい、仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

カーブミラーの支柱と、あと街路灯の支柱を交換するものでありまして、街路灯の支柱は、一応7基予定しております。

あとカーブミラーのほうは10基予定して

おりますけど、これ国に内示をいただいた本数でございまして、これから詳しく精査させていただいて、できるだけ多くの腐食が進んでいる支柱を交換したいと思っております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

合わせて17本の金額だつてことで、これでももちろん丁寧に見回りされてるんですけど、大体何年に一回ぐらいずつかえるのか、そんな腐食、確かに犬やらなんやらいるから、あるかと思ひますけどもお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

点検は5年に一度必ずさせていただいております、その中で腐食してるものとか、あと痛んでいるもの、点検にまわっております。

耐用年数は、状況によりましてけれども、10年20年は必ずもつものと思っております。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

豊能町全部でね、点検は5年に一度されてるってことですが、全部で何本あるんですか。

わからなかったらいいですけども、ちなみに、の質問ですのでお願いします。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

カーブミラー580基。それから、街路灯が627灯あるんですけども、そのうち支柱があるのが189基です。

○委員長（中川敦司君）

いいですか。

すいません、ちょっと私からこのカーブミラーの支柱、腐食の話が今出ましたけどね、さっき耐用年数結構あるみたいな話してはったけど、あれはワンちゃんとかのね、おしっこかを頻繁にかけるいうことを想定した耐用年数なのか、それともかけてもらわなければそれぐらい10年20年もつだろう。

どっちで考えたらいんすかね、これ。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

建て換え時には、ふん尿対策を行ったうえで完了させていただいておりますので、先ほどの耐用年数は、かけられてもっていうところをお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

要はあれやね。

昔はもうポールむき出しやっつて腐食しやすかったけども、今はさらにカバーかなんかしてるんかな。そういった意味で、少々ワンちゃんがおしっこしてかけても、ちょっと大丈夫なようになってるといふ、そういうことやね。

はい、仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、委員長おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、ありがとうございます。

ほか、いいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

10ページの債務負担行為を確認したいんですけども、本庁舎警備等委託事業の事業の内容と減額になっている理由を伺います。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

事業内容につきましては、本庁舎の夜間警備とあと土・日・祝日の日直の業務になっております。

減額の理由につきましては入札の差金によるものでございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

これは一般財源で令和4年から令和7年度の債務負担行為なんですけど、この令和7年度以降は、どういう形になるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

令和7年度以降につきましても、状況が変わらなければ、同じように3か年の債務負担行為をお願いして事業を続けていくということになると思います。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

11 ページの地方債の追加で、上水道補助事業債で新たに2,950万円。

これは、財政状況が厳しいから地方債で新たに発行して12年で償還するってということなんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

補正予算の地方債の追加の部分、一番上の上水道補助事業債2,950万円追加でさせ

ていただいております。

こちらにつきましては、上水道に補助を出しております2,950万円そのままになっておりまして、過疎債っていうのを充てる予定をしております。

普通、起債につきましては、学校を建てるとか、あと道路舗装するとかってというようなハード面に充てるようなものが多いんですけども、過疎債につきましては、ソフト事業にも充てれるという限度額がございまして、そのソフト事業分に充てるっていうのを利用しまして、今回上水道補助事業の部分にこの起債を充てる予定で計上させていただきます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

過疎債は、これは充当率は100%でしたでしょうか。

交付税措置はどうなってるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

過疎債につきましては、事業費の100%充当になっております。

後年度償還時には交付税措置として70%入ってきます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

3割は町が負担するってということなんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

寺脇委員おっしゃるとおりです。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

38 ページの地方債の現在高見込額 57 億のうち、これ町の負担は実質幾らになるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

ちょっと時間いただいてもよろしいでしょうか。

すいません。

○委員長（中川敦司君）

ほかの何か質問ありますか。

はい、秋元委員

○委員（秋元美智子君）

26 ページの農林水産業費の林業総務費の野生鹿、猪等の予算が大分減額になってんですが、これは鹿や猪が少なくなったというふうに受け取っていいのか、じゃなくて、要するに事業をやってくださる委託先の方の人数が減って減額になったのか、減額の原因を教えてください。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

今の野生鹿、猪の農林被害の事業ですが、7 の報奨金、こちらのほうは 28 万円だけで、こちらは鹿、猪等の取った頭数に、ということで、年間 250 頭と見込んでたんですが、今年は今のところ 180 頭ぐらい見込んでおります。

猪のほうはかなり今、豚コレラのほうで、かなり捕獲頭数が減っているということで、今現在 20 頭の捕獲ということで、こちらのほう 28 万円で少ないんですが、一番減額の

多いところは補助金のところになります。

補助金のほうなんですけど、こちら猟銃免許の取得の補助、こちらのほうがちょっと申請者が今のところおられません。

で、一番大きいのは有害柵の補助ですね。田んぼの周りに電気柵とかをされるというところあるんですが、最近別の事業で有害柵のほう、かなりの川尻とか木代のほうで、有害柵のほう、ワイヤーメッシュ柵って、電気柵じゃなくて、もっと頑丈なやつを、何キロという単位で設置しております。そちらのほうを設置しておりますので、個人でやられる電気柵、そちらのほうは今年申請が激減しているという状況がありまして、その実績に見合って、補助実績が少なかったというところで減額しております。

大きいところは電気柵の減額というところが一番大きいです。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、山内行財政課長からの答弁。よろしくお願ひします。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

お時間とっていただきまして申し訳ございませんでした。

寺脇委員の御質問、交付税措置幾らですか、ということですが、令和 4 年度末現在高見込みとしまして 57 億 1,351 万円ございます。そのうち普通交付税で措置される予定額としましては、45 億 4,695 万 3,000 円となっておりますので、その差額、11 億 6,655 万 7,000 円が一般財源で負担ということになります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

まず猪の豚コレラは、耳にはしてたんですけど、やっぱり現実だったんだなっていうのが感想なんですけど、さっき言いました電気柵じゃなくて、ワイヤーか何かのこの別な事業費っていうのは、この中のどっかにあるのかな。

まずお尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

そちらの別の補助っていうところは、町のところには出てこないです。

南丹北摂地域っていうところで、大阪のほうでしたら、池田、箕面、能勢、豊能で、あと広域でやってるんですけども、川西市、宝塚市、西宮市、あと京都のほうの亀岡市というところで広域の有害対策の協議会というところで組んでまして、その協議会に対して国のほうから直接補助が入るといところの事業があります。そちらのほうを使って、事業を展開しているというところで、こちらの行政、役場のほうに、その関係の費用というのは、一切関わってこないというところで、そちらの事業を使ってやっております。広域でやるということで、高額な補助が出ますので、そちらの有利なほうを使っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

よかったですね、財政に負担かからなくて。これは猪にも鹿にも、両方対応できるってことですよ。

今後、狩猟免許を取る方非常に少ないし、たぶん、今も免許持ってる方だんだん人数少なくなるし、高齢化してると思いますが、今後その辺りは町はどのように考えていら

っしゃるのか、お尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

どうしてもやっぱり高齢化と狩猟免許取られる方、どうしても少ない状況があります。そういうのがありまして、こういう講習の補助というところをやっておるんですけども、なかなか免許取得されるっていう方がおられません。

ちょっとここら辺、能勢町のほうは、農家の方が銃だけじゃなくてワナとかも免許が要るんですけども、ワナを農家の方がとられてワナを仕掛けられるっていうようなこともされてますので、そちらのほうは、やっぱりあまりにも今後ひどくなってきて、そういう従事者が減ってくるという状況になれば、同じような形で農家さんにもワナの免許を取っていただいて、御自身の農地を管理いただく。

農地とか山とかを管理いただいて、ワナを設置していただけるっていうような方向に持っていかなざるを得ないかなというところで、今考えてます。

まだそこまでは、実施までには至ってありませんが、今後もそういう狩猟免許を取得する人がかなり減ってしまうとなると、そういうところも考えていかなければならないかなと思っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ついでで申し訳ないけど、アライグマの被害もかなりかと思うんですが、これに対しては、何かこの対策費みたいのがどっかに入ってるのかな。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

先ほどちょっと減額のところで、ちょっと言い忘れてたんですけども、業務委託料も減っております。

こちらのほうは、アライグマの処分費用というところで、かなり減っております、当初 40 頭ぐらいの見込みしているんですが、今現在、捕獲されているのが 5 頭ということになります。

で、アライグマ、かなり出てるっていうのは聞いておまして、町のほうのアライグマの対策については、無償で捕獲檻のほうをお貸しするっていう形にしております。

ただやっぱり設置場所とか、その捕獲に對しての餌がですね、そちらのほうの管理がうまくいってないのか、やっぱり人間のおいづいたりしたら、そこら辺は敬遠するのかして、なかなか捕獲まで至っていないというところが現状あります。

町としては無償の檻を貸して、捕獲いただいて、処分は町のほうでさせていただくというような形でアライグマ対策は実施しております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

牧地区のほ場整備事業は年度内に事業が完了しないっていう理由を伺います。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

説明の中でも、させていただいてたんですけども、昨年 12 月に国のほうで令和 4 年度の農林水産関係の二次補正が成立しま

した。

その中で、公共事業関連で、緊急性の高い地域とか効果の早期発現が見込まれる地域について事業が優先的に配分されるということで、補正で牧地区のほう、ほ場整備のほう、総額 1,600 万円を割当てられました。で、そちらはもう補正で 12 月にというところで、割当てられたものなので、予算としては 4 年度につきますけども、事業としては 5 年度に繰り越すというところで、追加の事業というところで年内には完結しないというところで、5 年度に繰り越すというものです。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

ちょっと確認したいんですけども、18 ページの基金繰入金の財政調整基金なんですけども、これから肉付け予算に入っていくと思うんですが、今現在のこの取崩額は幾らになってるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

財政調整基金の取崩額、3 月補正予算後になります、6 億 8,989 万 6,000 円となっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほかにないですか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

ないようやったらすみません。

ちょっと私のほうから 1 点質問させてもらいます。

22 ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 4. 選挙費、目 4. 豊能町長選挙費ということで、上浦町長、おめでとうございます。

先ほど減額理由が無投票のためいうてね、無投票やったらこだけお金ね、削減できるんか、みたいなことでよかったかなあ、よかったんかどうかわからんけどね、無投票が、そう思ったんですけどね。実際無投票やったら当然要らない部分もあるけども、でも、無投票であっても必要な部分もあるんかと思うんですけども、ざっくり要らんかった部分ってどの辺の部分になるんですか。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

補正予算書 22 ページ、豊能町長選挙費になります。

順番に説明させていただきますと、1 番、非常勤職員報酬、60 万円の減額になっておりますのは、期日前と当日の投票管理者と投票立会人の部分につきまして、60 万円の減額となっております。

通信運搬費の部分につきましては、選挙運動用のはがきについて、6 名分予算を組んでおりましたが 5 名分の減額になりまして 80 万円の減額になります。

業務委託料につきましては、ポスター掲示場の請負差金になりまして、こちら 50 万円の減額となっております。

最後の選挙公営負担金につきましても、こちら 6 名分で予算化しておりましたので 5 名分の減額をしております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

そうですか。

あともう 1 点お伺いしたいのは、立候補したときに、何か公費負担してもらえるよ

うな部分があるかと思えますけども、何があったかな。ポスターの費用とか印刷費かな、それからドライバーの費用とか、ガソリン代とか、あとこの実際のはがきをつくる費用もあったんかな、あと広報をつくる費用とか、そんなんも何かこう、公費負担してもらえるか何かやったと思うけど、そんなもう全部、無投票であっても一応は公費負担できるようなものなんですか。

その辺りちょっと、興味があるんで、質問させていただきます。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

先ほど、委員長説明いただきましたポスターとかビラの作成経費につきましては、公費負担の対象になっております。

一応、公費負担対象の分につきましては、選挙運動用の自動車に係る経費とあとビラの作成にかかる経費、あとポスターの作成にかかる経費となっております、それにつきましては今回、無投票になったとしてもかかった経費については公費負担となっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

もう 1 時間たったから暫時休憩いたします。

再開は、10 時 55 分といたします。

（午前 10 時 43 分 休憩）

（午前 10 時 55 分 再開）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、会議を再開いたします。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。では、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。討論を終結いたします。
これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長(中川敦司君)

挙手全員ですね。

はい。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他の項目に移らせていただきますが、何かございますか。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太郎君)

総務部、仙波です。

すいません。今回提出しております議案書のほうにちょっと一部誤りがございましたので、今回の総務建設常任委員会の対象議案ではないのですが、この場をお借りしてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。貴重なお時間をいただき申し訳ありませんが、よろしくをお願いいたします。

本会議フォルダの、令和5年3月定例会議の第9号議案、国保診療所特会、補正予算書でございます。

第9号議案、診療所特会の補正予算書の3ページをごらんいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

9号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算で第2回となっておりますが、実は、システム上これが差しかわっております、当初提案させていただいたときには、ここが第4回

っていうふうになっておりました。第4回ではなくって第2回、今のこのSide Booksに入っているほうの状態が正しい状況となっております。大変申し訳ございませんでした。3月10日の本会議の提案説明の際にも、第4回っていうふうに発言しておりますので、その点につきましては、また本会議において答弁のほう修正をお願いしたいと考えております。

大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

○委員長(中川敦司君)

はい。今の訂正の件で何かございますか。別にありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

そうしましたらその他の項目で、何か委員の皆さんから、委員間討議なんかするような項目ございますか。

はい。川上委員。

○12番(川上 勲君)

委員長は朝から気分のいいようなことがあったと言われましたけども、ちょっと気分が悪いような質問をしたいと思っております、実は光風台中央公園の件で質問したいと思っておりますけども、よろしいですか。

○委員長(中川敦司君)

どうぞ言うてみてください。

どんなことですかね。

○12番(川上 勲君)

昨日もね、見に行きましてんけどね。一人おったかなあ、車あってんけども、私が入って見まわるときにはね、誰もおらへんということでしたわね。

いまだにもうあの中、むちゃくちゃみたいな感じですよ、どこを見ても。

現在その図面に載ってないような、擁壁やってね、なんかやってますけども、果たしてあれを、どこの業者にね、やって、金

額なんぼでやって、したんかいうことをちよっとお聞きしたいねんけどね。

というのはね、この初めにもうた図面には木陰広場、ありましたわね。

あれ木がなくてね、アリ地獄みたいな形になってもうてやね、あれ、どないも遊べへんのとちやいまっか、子どもが。

ほんで、取った石はそのまま積んで、バリケードもなんにもしてないしね。

グレーチングはやね、足で踏んだらパタンパタンいうてやね、あんなんなんか怪我するもとや。

全くもう、あんな整備しとんのんか潰しとんのんかわからないような状態でね、これ初めの説明ではやね、町内の業者では12月までにようせえへんから、外部の業者にさすんやという説明があったけどね、いまだにもう年度末なってやね、完成もしてないし、これからあれを完成しよと思たら、まあ2か月3か月かかりますわ。

それから、あれWi-Fiか何か知らんけども、その設置する場所は管は入っとるけども、何にもつないでへんと。

あれが一番肝心やのに、肝心な仕事もしてない。

あんなもん、かえってせんほうがましやったんちゃうかな思うねんけどね、その辺どない考えとるかやね、建設課の範囲なんのんか、スマートシティの範囲なんのんか知らんけどね。

あれはちょっとまずいなと思て、思とんねんけども、何か答弁できまっか。

○委員長（中川敦司君）

今ちょっと川上委員のほうから光風台公園ですね、あそこの件でいろいろちよっと質問がありましたけど、状況のね。

その辺り何かお答えできるところございますか。

はい。田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

はい。都市計画課、田中です。

毎回、各議員の方から御指摘、御心配、それから近隣住民の方からも通報・苦情、多数ある今回の再整備工事。今後の予定につきましては、今月の22日にお昼から公園の担当課である都市計画課のほうですわね、完了検査をする予定で、請負業者のほうとは調整をしているところです。

もちろん町の完了検査をするということは、元請業者の社内検査をして、合格点になったという前提での、町の完了検査になりますので、現状私どもも現場のほうを確認していくと本当に22日に完了検査ができるのかなという不安は持ってはおりますけども、22日を延長させていただきますとか、というようなお話は、請負業者のほうからいただいておりますので、今現時点では予定どおり22日に完了検査を行う段取りで見えております。

先ほど御指摘のありましたアリ地獄というところにつきましては、あれは木陰広場ではございませんでして、もともと開発当初噴水があったところ、いたずらが多くて植栽をしたところ、今は植栽だけで維持管理がちょっと大変だった部分で、公園として活用できないかというところで、設計提案を受けたときにですね、私も聞きなれないオーバルコースっていう御提案がございまして、完成してみたら、本当にすり鉢状のアスファルトが引かれたようなところで、実際にこんな子どもら遊ぶのかなというふうには正直不安ではあったんですが、夕方、川上委員現場のほうに行ってほしいんですけど、夕方から結構なお子さんがアリ地獄とおっしゃった場所で、自転車とかキックボードとか持ってきてですね、ぐるぐるぐる回って遊んでおられるので、あれは私も、こんなことをして子どもが遊

ぶのかなと、いうふうなちょっと不安も正直ございましたけども、活用されています。

そこは、御近所の方とか、子育て世帯の方とかからも、ちょっとお褒めいただいているところで、そこはうれしいとこなんですけど、夕方行くと子どもらが遊んでおられますので。

で、当初計画になかったスマート広場のところに、擁壁を今、高くして1.2~1.3メートルぐらいの擁壁をつくっております。この件につきましては、元請業者のほうから設計提案を受けたときにですね、キッチンカーを置くスペースということで提案を受けておまして、現場のほういきますと、そもそもから傾斜がございましたので、擁壁をつくるまでもなく、法面をつくってですね、平坦地をつくらないとキッチンカーは設置できませんよねと。キッチンカー斜めのところで御商売たぶんできないと思いますので、水平のところがないとねっていう元請業者のほうとは話をしてたんですけども、1月22日の公園のイベントですね、そのときには傾斜地で舗装されて、斜めのところで仕上がっておりましたので、ここについては、設計提案を受けたことと全く違う仕様になってるんで、このままでは町として引渡しを受けることはできないということで、当初の設計提案を私たちにしたり、キッチンカーが置けるように、平坦地をつくってくれということで、現状、当初、提案になかったですけども、擁壁をつくって、埋め戻しをして、平地をつくるというようなことに、今現在取りかかっているところなんです。

で、そのこのほうについての金額とかですね、当初設計の中には見込まれておりませんでしたので、そこは増は増になっておるんですけども、その辺りの当初設計の仕様、当初設計の数量と、現状たくさん変わった

部分がございますので、その辺りにつきましては、今ちょっと精算のほうの設計をしているところですので、そこについて今なんぼになっているというふうなところは、ちょっとすいません、もしかして今日その他案件で、また公園のことを聞かれるのかなというふうに思っておりましたけども、ちょっと手元にちょっと資料がございますので、そこだけちょっと申し訳ございません。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○12番（川上 勲君）

普通、町の公共事業はね、設計図つくって、その図面に基づいて金額を決定して、変更があれば、その変更になんぼかかるかということの金額を決定して、最終的にね、増減は最終的にせないかんけども、その初めの金額の決定をね、把握できてんのんか、その図面の内容もね、聞いたところによると平面図しかないということでもう、設計の図面量が多大な費用取ってますわな。

だからね、公園、細かいこと言うたら細かい木でも、ポトンと叩き折ってやね、子どもが走ったらつまづいてこける。

公園のていになってませんわ。

人が踏まんとこのグレーチングは下がるとるけども、人が踏むとこのグレーチングは、古いグレーチングつことるからね、端を踏んだら端が上がるんですわ。

子どもの怪我のもとや。

その中の芝生広場いうたらね、しわ寄ってもて、しわがやね、貼ってんとこと重なってもうてやね、段ついとると。その向こう行ったら今度開いてね、下の土が見えとると。

ほんまにあんなん、やらんほうがよかったんちゃいまっか。

おおきい金かけて、ほんまに。

せやからたぶん、スマートシティの担当の人がやね、把握してないと思うわ、その辺。

ということは、3億9千何某かの使った費用も全体把握してないと思うわ、俺。

せやから恐らく、私はもう3月31日にふるさと納税か、そら絶対入ってけえへんと思うけどね。

それはまだ先のこっちゃからわからんけども、あれやっぱり、社内検査で通ったら22日に検査する言うってたけど、そんなもん今からわかってるやんか、できひんの。

それもまだ、そないて、あんた考えたはりまんのか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

すいません。1回目の質問のときにお答えするのを、まずグレーチングのほうですね。グレーチングの不具合箇所につきましても、完了検査のときに、実際に確認をさしてもらいまして、不具合があればそこは直させますので。

それとWi-Fiのこともありました。Wi-Fiのことも全て、

（発言する者あり）

○都市計画課長（田中克生君）

すいません。22日は一応全て終わってると。

（発言する者あり）

○都市計画課長（田中克生君）

で、人工芝のことについても御指摘を受けました。今現在波打っております。あの波打っておる原因は、人工芝の下地に水がたまっておりますので、水がたまると人工芝あぁやって波打つということになりますので、請負業者のほうと、その辺り水はけをよくするように、有孔管の埋設をして、

水を逃がすというような調整をさしてもらっておりますので、その辺りも改善するようなことを願っております。

3月22日、先ほど御説明しましたけども、一応はまだ完了検査をする予定で進めておりますので、もしそこで手直し事項の指摘があったとしても、3月末までには直すと、4月からはWEマーケットさんとかが、光風台中央公園を利活用して、またマルシェ等をやっていただけるようなイベントで、予定は入っておりますので、今月末までということで調整のほうはさせていただいております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○12番（川上 勲君）

今課長ね、いろいろ申し開きしたけども、絶対無理やから、明日からでもね、その業者を呼んで、現場行って訂正箇所、またやらなあかんところ、やり直さなあかんところ、全部やね、指摘してやね、ほんでいついつまでにやりますと。もっと言うたらね、付近の人、不便やけども、もうあの中に入らんと、いうようなことで連絡してやね、せんとやね、いつ事故起こるかわからへんわけや。

せやから、細かい縁石入るとこの、掘ったままほっとるしやねえ、ほいで舗装した切ったあと舗装したら今度色違うわね、きれいにしたんか悪したんかわからへんからね、即刻もう明日からででもやね、そういう対応とってもらいたい。業者呼んで。

いついつまでに仕上げると。

今のような、だらだらだらだら来たり来んだりなんやしてやね、しとったら、来年の正月なってもきちっと仕上がらへんわ。頼んまっせ、その辺。

ちょっと、答弁。

○委員長（中川敦司君）

はい。田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

はい、都市計画課、田中です。

昼から業者のほうと連絡をとって、その辺りの対応調整をさせていただきたいと思
います。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

ほか。いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。そうしましたら、以上で本委員会
を閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定
をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶
がございます。

はい。上浦町長。

○町長（上浦 登君）

総務建設常任委員会の閉会に当たりまし
て、一言御挨拶をさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対
して慎重に御審査を賜りまして、ありが
うございました。

また、適切に御決定を賜りまして誠にあ
りがとうございました。

いただきました御意見につきましてです
ね、しっかりと受け止めさせていただきま
して、今後進めていきたいと思ってい
ます。

特に2号議案でですね、すぐ対応できる

ようなところにつきましてはですね、しっ
かりと、もう早く、スピード感を持って対
応させていただきたいと思っておりますし、
それから、今回の議案にないところの御意
見も後半でその他いただきました。それ
につきましてもですね、原課と調整して、し
っかりと豊能町の立場をですね、説明して
いきたいと思っておりますので、よろしく
お願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（中川敦司君）

これをもちまして、総務建設常任委員会
を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長